

事前審査型 制限付き一般競争入札（期間入札）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次の通り公告します。

令和 5 年 4 月 24 日

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 中島 勝利

1.入札に付する事項

- (1)業務名 佐世保市水道局検針票等における広告掲載業務
- (2)契約期間 契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日
- (3)業務概要 水道局における新たな収益の確保に係る取り組みとして、令和 5 年度から営業課の検針時にスマートデバイスから発行する帳票（以下「検針票等」という）の裏面に広告を掲載するため、その広告を掲載しようとする事業者等の募集を行うものです。詳細は仕様書のとおり。
- (4)審査方式 事前審査型

2.資料の閲覧及び質問方法

仕様書等の資料は、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」に掲示しています。（「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」）

入札参加を希望される方は、同ページ内の別紙 1「パスワード発行申込書」に必要事項を記入し、ご提出ください。申込書に記載されたご担当者及び通知方法（メール又は FAX）で解凍用パスワードを通知します。

- (1)提出期限は、令和 5 年 5 月 8 日（月）正午までとします。
- (2)仕様書及び本公告への質問がある場合は、令和 5 年 5 月 8 日（月）17 時までに別紙 2「質問書」をご提出ください。期日以後の質問は受け付けません。
- (3)いずれもメール又は窓口でご提出ください。電話、郵便等による対応は行いません。
- (4)質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 12 日（金）までに佐世保市役所ホームページ（資料掲載ページと同一ページ内）に掲載します。個別の通知は行いません。
- (5)メールの宛先及び提出窓口は本通知の巻末を参照してください。

3.入札参加資格に関する事項

- (1)次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。
 - ①次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。

ア 法人にあつては、登記後1年以上経過している者、並びに、佐世保市内に本社、本店を有する者、並びに、佐世保市税、佐世保市国民健康保険税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないことに加え、消費税及び地方消費税に未納がない者。

イ 個人事業者にあつては、営業を開始して1年以上経過している者、並びに、佐世保市内に事業所を有し、代表者の住民票を市内に置く者、並びに、その代表者に佐世保市税、佐世保市国民健康保険税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないことに加え、消費税及び地方消費税に未納がない者。

②入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。

③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。

(2)次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

①指定給水装置工事事業者又は下水道排水設備指定工事店

②地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。

③本市の指名停止期間中及び指名除外期間中の者。

④下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。

⑤次の各項目に該当する者。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4.入札参加申請及び資格の審査

(1)入札参加申請

本業務は事前審査型としており、入札参加資格の事前審査で資格有とされた者かつ佐世保市水道局検針票等広告掲載取扱要領第 7 条に基づく事前審査において可とされた者のみが入札に参加できます。

このため、本業務の入札に参加しようとする者は、別紙 3「入札参加申請をするときに必要な関係書類の一覧表」を参考に、次の書類を添えて申請期間内に水道局営業課へ持参のうえ、申し込みを行ってください。

【申請に必要な書類】

- ①制限付き一般競争入札参加資格申請書（別紙 4）
- ②水道料金及び下水道使用料の納付状況確認に関する同意書（別紙 5）
- ③佐世保市水道局検針票等広告内容事前審査申請書（別紙 6）

【申請に必要な証明書】

（申請日から 3 箇月以内の発行のものに限ります。又、コピーも可とします。）

- ④佐世保市が発行する「滞納のない証明書」（発行から 3 箇月以内で、写し可）
- ⑤税務署が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 様式）」
- ⑥法人の場合「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」

個人事業者の場合「前年度の確定申告書類」及び「本籍のある市区町村発行の身分証明書」

申請期間 令和 5 年 4 月 24 日（月）から令和 5 年 5 月 16 日（火）17 時まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

申請窓口 佐世保市水道局営業課（水道局 1 階）

(2)入札参加資格の決定

本業務に係る入札参加の申し込みをしたものについて入札参加資格の審査を行い、その結果を FAX 又はメールにより「制限付き一般競争入札参加資格確認通知書」及び「佐世保市水道局検針票等広告内容事前審査結果通知書」にて通知します。

なお、広告内容が佐世保市水道局広告掲載基準に該当することを理由として入札参加の可否について「否」となった場合、その他の資格要件を満たしていた者は、入札参加申請の期間内であれば再度入札参加申請を行うことができます。

(3)入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けたものが次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る入札参加資格を喪失します。

- ①この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
- ②制限付き一般競争入札参加資格申請書等について虚偽の記載をしたとき。

5.入札に際しての注意事項

(1)入札に関する事項

①受付窓口

佐世保市水道局営業課（水道局 1 階）

②受付期間

令和 5 年 4 月 24 日（月）から令和 5 年 5 月 25 日（木）正午まで

③提出方法

入札書は受付窓口への持参のみとなります。それ以外の方法での提出は無効となりますのでご注意ください。

又、「制限付き一般競争入札参加資格確認通知書」にて、入札参加資格有とされた者、かつ、佐世保市水道局検針票等広告掲載要領第 7 条に基づく事前審査において可とされた者でなければ、入札に参加することができません。

ア 代表者が提出の場合

- ・代表者本人と確認できるもの（健康保険証等）を必ずお持ちください。確認できない場合は受け付けできません。

イ 代理人が提出の場合

- ・別紙 7「委任状」が必要です。委任状がない場合は受け付けができません。
- ・雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を必ずお持ちください。雇用関係が確認できない場合は受け付けできません。

④その他注意事項

- ・入札書は、別紙 8「入札書」を使用して作成し、別紙 9「期間入札用封筒記載要領」に基づいて作成した長形 3 号封筒に入れ、糊等で封をしてください。封が無いものは受け付けません。
- ・入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(2)入札に係る共通事項

- ①入札書的首標金額欄には、仕様書に基づき算出した総額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）を記入してください。
- ②予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格をもって入札した者を落札者とします。この場合において同額の入札をした業者が2者以上あるときは、くじにて落札者を決定します。
- ③入札回数は1回とし、予定価格に達せず落札者が決定しない場合は、再度の入札を行いません。
- ④入札結果については、佐世保市水道局ホームページへの掲載により通知します。（落札者以外には、個別の連絡を行いません。）

(3)入札の無効等

- ①次の各号に該当する場合はその入札書は無効とし、入札者は失格とします。
 - ア 入札に参加する資格がない者のした入札
 - イ 委任状のない代理人のした入札
 - ウ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印（会社の印及び代表者の印、代理人が入札する場合は代理人の印）がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
 - エ 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
 - オ 入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ②その他
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格確認通知書にて、入札参加資格有とされた者が、公告日から落札決定日までの間に、佐世保市から指名停止措置、指名除外措置又は入札参加規制を受けた場合は入札参加資格を取り消します。
 - イ 落札者が、落札決定日から契約締結日までの間に、佐世保市から指名停止措置、指名除外措置又は入札参加規制を受けた場合は契約を締結しません。

(4)同額により、くじになった場合は、次の要領にて決定しますので、同額となった場合に備え、あらかじめ入札書の「くじ番号」欄に「000」～「999」までの任意の3桁の数値を記入しておいてください。なお、次の要領は、すべて佐世保市水道局にて行います。

- ア 同額となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番します。
- イ 同額の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計します。
- ウ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出します。
- エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者を落札者とします。

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していなかった場合は、「0（ゼロ）」を記入したものとみなします。

6.入札（開札）

令和5年5月26日（金）午後

- ・本案件は期間入札にて行います。
- ・入札の執行にあたり、入札書を提出された者から入札立会人を1者、指名いたします。指名については、5月25日（木）17時までにご連絡いたします。なお、立会いは1者につき2名までとします。

【入札立会人に関する注意事項】

- ・ご印鑑を必ずお持ちください。
- ・開札場所に開札10分前にお集まりください。
- ・入札立会人以外で立会いを希望する場合は、開札日前日の開庁時間までに担当者へ連絡し、許可を受けてください。
- ・悪天候（大雨・大雪・台風接近）等により、入札を延期する場合があります。この場合は、担当課から通知を行います。

7.入札（開札）場所

佐世保市水道局4階 入札室

8.入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

9.契約保証金

契約の締結にあたっては、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上の契約保証金の納付が必要です。ただし、下記の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす場合は、契約保証金を免除します。

契約保証金の納付は、落札日の翌日から起算して7日以内に契約保証金を納付したことを証明する資料（納付済の銀行印がある納付書）の提出、契約保証金の免除については、落札日の翌日から起算して7日以内に下記(1)又は(2)の要件を証明する資料（過去の契約実績又は履行保証保険証書等）の提出を行うことを必須とします。これら資料の提出がない場合は、契約要件を満たさないものとして契約を締結しません。

(1)実績による免除の場合

実績による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たすことが必要です。

- ・過去2箇年の間（長期継続契約は、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱別表1に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定

した債務負担行為の期間)に地方公共団体、独立行政法人又は国(公社及び公団を含む。)と種類及び規模(長期継続契約にあっての規模は、契約を満了しているものに限る。)を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。(いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。)

- ・上記履行実績を証明する書類(契約書等)を提出できること。

(2)履行保証保険への加入による場合

履行保証保険による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たす保険であることが必要です。

- ・保険金の受取人を佐世保市水道事業及び下水道事業管理者とすること。
- ・保険金が、契約総額(消費税及び地方消費税を含む。)の10%以上であること。
- ・保険証書の原本を佐世保市水道局へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

10.その他の事項

- (1)この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。
- (2)入札において、事故が起きたとき、不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (3)代理人の委任状は、指定の委任状様式以外を使用しないでください。
- (4)契約にあたっては、佐世保市水道局の契約書式での契約とします。
- (5)契約締結後の広告原稿提出期限は、令和5年6月6日(火)を予定しています。
なお、広告原稿については、佐世保市水道局広告審査委員会にて審査が行われます。
- (6)スケジュールは別紙10「全体スケジュール」のとおりとします。

11.問い合わせ先及び提出窓口

佐世保市水道局営業課(水道局1階)

住所 佐世保市八幡町4番8号

電話 0956-25-1151

メールアドレス suieig@city.sasebo.lg.jp

以上